

ID: 748

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	車両積載物の落下予防等措置命令		
法令名 根拠条項	道路法 第43条の2		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第43条の2の規定による。 (車両の積載物の落下の予防等の措置) 第43条の2 道路管理者は、道路を通行している車両の積載物が落下するおそれがある場合において、当該積載物の落下により道路が損傷され、又は当該積載物により道路が汚損される等道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該車両を運転している者に対し、当該車両の通行の中止、積載方法の是正その他通行の方法について、道路の構造又は交通に支障が及ぶのを防止するため必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日